2　競争参加者資格

⑴　法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に該当するものでないこと。

⑵　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。（なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）

⑶　予決令第71条の規定に該当しないこと。

⑷　文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成26年度の関東甲信越地域の「役務の提供等」で「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」等級に格付されている者であること。

⑸　指名停止に関する排除事項　独立行政法人国立美術館における契約に係る取引停止等の取扱基準に基づき、契約担当役等から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

⑹　評価委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。

⑺　法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

⑻　労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

⑼　建築設備維持管理業務を担当する者は、次の基準を満たすこと。

ア　平成16年４月１日以降に、以下に示す建物用途の施設で１年を超える本件業務と類似する業務実績を有すること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

建物用途

美術館等の建物用途に供するもの。美術館等の建物用途に供する施設とは、展示室及び作品収蔵庫を有し、年間を通じて温湿度の一定管理を行っている施設とする。

イ　次に掲げる基準を満たす建築設備維持管理業務従事者を本件業務に配置できること。入札参加表明に係る資料提出時点において、建築設備維持管理業務従事者を決定できない場合は複数名の候補者をもって入札に必要な書類を提出することは差し支えない。ただし、いずれの候補者についても以下に示す基準を満たしていなければならない。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

基準

平成16年４月１日以降に、本件業務に類似する施設・設備管理及び空調衛生設備管理等の業務において、１年を超える統括責任者の経験又は３年を超える従事者の経験を有する実績があること。

※　統括責任者とは業務の実施について全般を統括する者をいう。

⑽　運営支援業務を担当する者は次の基準を満たすこと。

ア　平成16年４月１日以降に、以下に示す業務用途の施設で１年を超える本件業務と類似する業務実績を有すること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

業務用途

美術館等の業務用途に供するもの。美術館等の業務用途に供する施設とは、博物館、科学館、美術館、資料館、体験館等の常時展示等を行う施設とする（展示ケースや書架のみの施設及び観覧料等の徴収を行わない施設を除く。）。

イ　次に掲げる基準を満たす運営支援業務責任者を本件業務に配置できること。入札参加表明に係る資料提出時点において、運営支援業務責任者を決定できない場合は複数名の候補者をもって入札に必要な書類を提出することは差し支えない。ただし、いずれの候補者についても以下に示す基準を満たしていなければならない。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

基準

平成16年４月１日以降に、本件業務に類似する会場管理及びアンケート配布・回収の業務において、１年を超える統括責任者の経験又は３年を超える担当者の経験を有する実績があること。

※　統括責任者とは業務の実施について全般を統括する者をいう。

⑾　独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。

⑿　提案書に示した業務内容を契約期間満了までの間、確実に実行し完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、当該契約を締結することとなった場合、確実に完了期限までに実施・完了ができるとの意思表示を書面により証明することをいう。

⒀　各業務の実施にあたり法令上必要な資格等を有している者、又は、資格等を有している者を業務の実施に当たらせることができる者であること。

ア　施設・設備管理
第３種電気主任技術者
二級ボイラー技士以上
建築物環境衛生管理技術者

イ　消防用設備保守
消防設備士
消防設備点検資格者

ウ　自家用電機設備年次点検
電気主任技術者

エ　非常用発電設備年次点検
自家用発電設備専門技術者

オ　電話交換機等保守
電気主任技術者又は当該保守に必要な工事担任者資格を有する者

カ　エレベータ保守
一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者

キ　会場管理業務
①　警備業法上の「認定取得」企業又は団体
②　当該業務の従事者は、警備業法などの関係法令に基づき必要な研修の履行等の条件を満たしていること
③　業務従事者は、上級救命講習を終了していること

⒁　民間競争入札に参加する者は、単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合の扱いは、以下のとおりとする。

ア　入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。なお、代表企業は、本業務に関する発注者との間で行われる報告、調査、指示等の一切の業務について、構成員を代表し又は代理して、その責任において行うものとする。

イ　代表企業がやむを得ない事由により本業務の遂行が不可能になった場合に備えて、共同事業体の構成員の中に、万一の場合の代表企業の役割を代行する者を含むものとする。

ウ　参加に際しては、当該共同事業体の代表者及び他の構成員の役割、責任の分担、代表企業の役割を代行する構成員、並びに構成員が共同事業体の業務について連帯して責任を負う旨明記した協定書（又はこれに類する書類）を作成し、入札書類と併せて提出すること。

エ　共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。

3　入札書等の提出場所等

⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒102―8322 東京都千代田区北の丸公園３－１　東京国立近代美術館運営管理部会計担当係　荒井　久登　電話番号03―3214―2592

⑵　入札説明会の日時及び場所　平成26年11月28日（金）午後１時　東京国立近代美術館本館４階会議室

⑶　現場説明会の日時及び場所　平成26年12月２日(火)午前11時　東京国立近代美術館フィルムセンター１階エントランス

⑷　入札参加表明書等受領期限　平成27年１月７日（水）午後６時